

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了  
したので、仕様書案に対する意見を招請します。  
令和8年6月8日

国立研究開発法人情報通信研究機構  
契約担当理事 中山 裕司

◎調達機関番号 816 ◎所在地番号 13

○第1号

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び数量
  - ① 2027年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所で使用する電力需給契約 一式
  - ② 2027年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 北陸連携研究センターで使用する電力需給契約 一式

### 2 意見の提出方法

- (1) 意見の提出期限 令和8年7月8日17時00分  
まで必着のこと。
- (2) 提出先 〒184-8795 東京都小金井市貫井  
北町4-2-1 情報通信研究機構財務部施設  
室 施設管理グループ 虫生 寛哉  
電話 042-327-7359  
E-mail choumu@ml.nict.go.jp

### 3 仕様書案の交付

- (1) 交付期間 令和8年6月8日から令和8年7  
月8日まで。
- (2) 交付場所 情報通信研究機構ホームページの  
調達情報よりダウンロードして入手すること。

### 4 Summary

- (1) Classification of the products to be  
procured: 26
- (2) Nature and quantity of the products to  
be purchased:
  - ① FY 2027 Electricity to be used in NICT  
Universal Communication Research Institute,  
1 set
  - ② FY 2027 Electricity to be used in NICT  
Hokuriku Collaboration Research Center,  
1 set
- (3) Time limit for the submission of comments  
: 17:00 8 July 2026
- (4) Contact point for the notice: Hiroya Mushu,  
Facility Management Group, Facility Office,  
Financial Affairs Department, National  
Institute of Information and Communications  
Technology, 4-2-1 Nukuikitamachi Koganei-shi  
Tokyo 184-8795 Japan T E L 042-327-7359  
E-mail choumu@ml.nict.go.jp

# 仕 様 書

## 1. 件名

2027年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 北陸連携研究センターで使用する電力需給契約  
FY 2027 Electricity to be used in NICT Hokuriku Collaboration Research Center

## 2. 概要

本仕様書は、次に掲げる需要場所で使用する電力の調達について適用する。

### (1) 需要場所

石川県能美市旭台 2-12

国立研究開発法人情報通信研究機構 北陸連携研究センター

### (2) 用途

研究所

## 3. 調達要件

### (1) 供給電力方式・電圧・周波数・受電方式等

供給電気方式 交流 3 相 3 線式

供給電圧 (標準電圧) 6,000 V

計量電圧 (標準電圧) 6,000 V

標準周波数 60 Hz

電気方式 1 回線受電

蓄熱式負荷設備の有無 無

発電設備の保有状況 ア. 非常用自家発電設備

コンテナヤード 1,750 kVA 1 台

コンテナヤード 1,000 kVA 2 台

イ. 太陽光発電設備

無

その他 フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

契約電力 1,500 kW

予定使用電力量 9,629,340 kWh

(年間合計) 月別の予定使用電力量は別表のとおり。

力率 自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100 %を保持する予定

備考 契約電力は、契約上使用できる電気の最大電力であり、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。

### (3) 契約 (供給) 期間

2027年4月1日 0:00 から 2028年3月31日 24:00 まで (1年間)

#### (4) 電力量計等

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
計量器の構成	電力需給用計器用変成器

#### (5) 需給地点

需給場所において、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という）が施設した最初の断路器の1次側端子接続点と北陸電力送配電株式会社（以下「北陸電力」という。）の施設した電線路との接続点

#### (6) 電気工作物の財産分界点

需給場所において、当機構が施設した構内1号柱上に設置する高圧気中負荷開閉器1次側接続点と北陸電力の施設した電線路との接続点

#### (7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

#### (8) 供給条件

供給電力について、契約期間中に供給する電力の40%以上が再生可能エネルギー電力で構成されることが望ましい。

再生可能エネルギー電力を含む電力を供給する場合は、本件における電力の供給終了時に、供給元の電源情報及び供給を行った電力に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙2「特定電源割当証明書」を提出すること。別紙2は請求書に当該の内容が記載されている場合は、これに代えることができる。

#### (9) 供給の方法

需要場所で使用する電気を、需要に応じて全量供給すること。

#### (10) 電力の計量

電力の使用に対する代金の算定に必要な使用電力量、最大需要電力及び力率の計算は、需要場所に設置された電力量計により行うものとする。

計量日は毎月初日とすること。これによりがたい場合は協議により決定する。

### 4. 受注者の留意事項

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

### 5. その他

仕様書に定めのない供給条件については、需要場所の所在地域の旧一般電気事業者より事業を承継した電力小売事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）を基準として、協議により別途定めるものとする。

以上

## 月別予定使用電力量

年月	予定使用電力量 (kWh)
2027年4月	743,760
2027年5月	790,002
2027年6月	805,896
2027年7月	855,821
2027年8月	882,616
2027年9月	849,992
2027年10月	852,080
2027年11月	800,730
2027年12月	806,425
2028年1月	821,592
2028年2月	739,850
2028年3月	680,576
年間合計	9,629,340

(注) この表の値は2025年度の使用電力量の実績値を基にした推計である。

## (参考) 2025年度の月別最大需要電力

年月	最大需要電力 (kW)
2025年4月	1,123
2025年5月	1,181
2025年6月	1,228
2025年7月	1,274
2025年8月	1,296
2025年9月	1,285
2025年10月	1,242
2025年11月	1,148
2025年12月	1,120
2026年1月	1,145
2026年2月	1,141
2026年3月	1,084

(注) この表の値は、将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

## 特定電源割当誓約書

年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 御中

住所  
会社名  
代表者

以下のとおり国立研究開発法人情報通信研究機構に電力を供給すること及び供給する電力の発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において関係法令の違反がないことを誓約する。

## 1. 需要情報

件名 2027年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 北陸連携研究センターで使用する電力需給契約  
需要場所 石川県能美市旭台2-12 国立研究開発法人情報通信研究機構 北陸連携研究センター  
契約電力 1,500 kW

## 2. 供給期間

2027年4月1日0:00から2028年3月31日24:00まで(1年間)

## 3. 再生可能エネルギー由来電力量の情報(見込みを含む。発電施設の情報とは別添のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

## 担当者等連絡先

部署名  
担当者名  
TEL  
E-Mail

注1) 関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。

注2) 違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。



## 特定電源割当証明書

年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 御中

住所  
会社名  
代表者

以下のとおり国立研究開発法人情報通信研究機構に電気を供給したことを証する。

## 1. 需要情報

件名 2027年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 北陸連携研究センターで使用する電力需給契約  
需要場所 石川県能美市旭台2-12 国立研究開発法人情報報通信研究機構 北陸連携研究センター  
契約電力 1,500 kW

## 2. 供給期間

2027年4月1日0:00から2028年3月31日24:00まで(1年間)

## 3. 再生可能エネルギー由来電力量の情報

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

## 担当者等連絡先

部署名  
担当者名  
TEL  
E-Mail

# 評価得点基準表

件名: 2027年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 北陸連携研究センターで使用する電力需給契約

提案者: \_\_\_\_\_ 評点者: (氏名をご記入ください)

(1) 必須条件 基礎得点( 50 )点

1	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者として、同法第2条の2の規定に基づく登録を受けていること。	合格又は不合格
---	---	---------

(2) 必須条件以外の評価項目 得点( 50 )点

	評価項目	評価内容	評価点数																																
1	事業者の 適格性	令和6年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)(単位:kg-CO2/kWh) 0.250以下:20点 0.340以下:15点 0.370以下:10点 0.435以下:5点 0.436以上:0点	20																																
2	供給する電力	供給予定の電力に占める再生可能エネルギー電気の割合(仕様書別紙1により確認。小数点以下四捨五入) 100%:15点 80%以上100%未満:12点 60%以上80%未満:9点 50%以上60%未満:6点 40%以上50%未満:3点 40%未満:0点	15																																
3	事業者の 取り組み	令和6年度 再生利用可能エネルギーの導入状況(小数点以下四捨五入) 35%以上:5点 29%以上:4点 23%以上:3点 17%以上:2点 11%以上:1点 11%未満:0点	5																																
4	調達する電力	令和6年度 未利用エネルギーの導入状況(小数点第二位以下四捨五入) 2%以上:3点 1.3%以上:2点 0.7%以上:1点 0.7%未満:0点	3																																
5	事業者の 取り組み	需要地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取り組み 実施している:2点 実施していない:0点	2																																
6	ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 50%; vertical-align: top;">                     女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等                 </td> <td style="width: 50%;">プラチナえるぼし※2</td> <td style="width: 5%;">5</td> </tr> <tr> <td>えるぼし3段階目※3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>えるぼし2段階目※3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>えるぼし1段階目※3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>行動計画※4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">                     次世代育成支援法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等                 </td> <td>プラチナくるみん※5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>くるみん(令和7年4月1日以後の基準)※6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)※7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)※8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)※9</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)※10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>くるみん(平成29年3月31日までの基準)※11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>行動計画(令和7年4月1日以後の基準)※4、12</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)</td> <td></td> <td>4</td> </tr> </table>	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし※2	5	えるぼし3段階目※3	4	えるぼし2段階目※3	3	えるぼし1段階目※3	2	行動計画※4	1	次世代育成支援法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等	プラチナくるみん※5	5	くるみん(令和7年4月1日以後の基準)※6	4	くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)※7	3	トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)※8	3	くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)※9	3	トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)※10	3	くるみん(平成29年3月31日までの基準)※11	2	行動計画(令和7年4月1日以後の基準)※4、12	1	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		4	合計点	100
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし※2	5																																	
	えるぼし3段階目※3	4																																	
	えるぼし2段階目※3	3																																	
	えるぼし1段階目※3	2																																	
	行動計画※4	1																																	
	次世代育成支援法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等	プラチナくるみん※5		5																															
		くるみん(令和7年4月1日以後の基準)※6		4																															
		くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)※7		3																															
		トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)※8		3																															
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)※9	3																																
トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)※10		3																																	
くるみん(平成29年3月31日までの基準)※11	2																																		
行動計画(令和7年4月1日以後の基準)※4、12	1																																		
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		4																																	

コメント:

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、**最も配点が高い区分により評価**を行うものとする。
- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準に掲げる認定(ただし、※9及び※11の認定を除く。)
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、※11の認定を除く。)
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの
- ※13 複数の規定に該当する場合も、**3点**とする。

## 適合証明書

以下のとおり適合することを証明いたします。

件名：2027年度 国立研究開発法人情報通信研究機構 北陸連携研究センターで使用する電力需給契約

日付：令和 年 月 日

住所：

社名：

代表者氏名：

担当者氏名：

担当者連絡先：

### <必須要件>

	応札者の要件	資料有無
1	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者として、同法第2条の2の規定に基づく登録を受けていること。	

### <加点要件>

	評価項目	資料有無
1	令和6年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO2/kWh）	
2	供給予定の電力に占める再生可能エネルギー電気の割合（仕様書別紙1により確認。小数点以下四捨五入）	
3	令和6年度 再生利用可能エネルギーの導入状況（小数点以下四捨五入）	
4	令和6年度 未利用エネルギーの導入状況（小数点第二位以下四捨五入）	
5	需要地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取り組み	
6	ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	

注1: 各項目について条件を満たしていることの証明資料及び付属説明資料（必要な解説資料）等を添付してください。

注2: 適合証明書等の内容により本請負契約の履行可能が認められない場合は、入開札の対象とならないので留意願います。

注3: 総合評価方式の場合は、加点要件設定があります。合致している項目があるときは、証明資料及び付属説明資料（必要な解説資料）等を添付してください。